四、有限会社高岡うえの屋に対する件

昭和五五年（排）第九号

排除命令

富山県高岡市末広町一三番六号
有限会社　高岡うえの屋
右代表者　代表取締役　上野照夫

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　有限会社高岡うえの屋は、一般消費者を対象に、昭和五五年六月一三日から同月一五日まで及び同年八月八日から同月一〇日までのそれぞれの期間において、「婚礼家具夢のセール」等と称して行った懸賞によらない景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和五二年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨を、速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後、前記制限告示第一項の規定に違反して景品類を提供してはならない。

また、同社は、今後一年間、一般消費者を対象に懸賞によらない景品類の提供を行おうとするときは、あら

かじめ、その内容について、当委員会の承認を受けなければならない。

三　同社は、第一項に基づいて行った公示について、速やかに、文書をもって、当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　有限会社高岡うえの屋（以下「高岡うえの屋」という。）は、肩書地に本店を置き、貸衣しょう業及び呉服、寝具、家具等の小売業を営む事業者である。

二　高岡うえの屋は、一般消費者を対象に、「婚礼家具夢のセール」等と称し、昭和五五年六月一三日から同月一五日まで及び同年八月八日から同月一〇日までのそれぞれの期間において、婚礼用セット家具を五〇万円以上購入した者に対して、同社において使用できる三〇万円の商品券を、同七〇万円以上購入した者に対して、同四〇万円の商品券を、同一〇〇万円以上購入した者に対して、同五〇万円の商品券を提供することを企画し、この企画に基づき、右景品類を提供した。

三　一般消費者に対して懸賞によらないで提供することができる景品類の価額は、景品類の提供に係る取引の価額が五〇万円以上の場合は五万円までであるところ、高岡うえの屋の提供する景品類の価額は、いずれもこの制限を超えるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、高岡うえの屋の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和五五年一〇月二九日

公正取引委員会

委員長　橋口　収

委員　熊田淳一郎

委員　野口一郎

委員　後藤英輔

委員　平田胤明